

反社会的勢力排除に関する覚書(案)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「甲」という)及び(以下「乙」という)は、反社会的勢力との関係を遮断するために、平成 年 月 日付け高等学校奨学金貸与事業における「未収金回収業務委託の基本契約書」の内容に付し以下のとおり覚書を締結します。本覚書の約定と基本契約およびその他甲乙間の契約の約定が相違するものについては、全て本覚書の約定を優先して適用するものとします。

第1条

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団等(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、現在、暴力団等と次の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明するとともに、将来もこれらの関係を有しないことを確約する。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (5) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係

第2条

- 1 甲及び乙は、相手方が暴力団等又は前条第2項各号のいずれかに該当した場合、又は前条に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明して取引を継続することが不適切である場合には、相手方に対して何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第3条

甲又は乙が前条により本契約を解除した場合には、解除した当事者は、相手方に損害が生じてもこれを賠償又は補償することは要せず、また、当該解除により解除した当事者に損害が生じた場合には、相手方は、その損害を賠償するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙

反社会的勢力排除に関する覚書(案)

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「甲」という)及び(以下「乙」という)は、反社会的勢力との関係を遮断するために、平成 年 月 日付け高校育英奨学金貸与事業における「未収金回収業務委託の基本契約書」の内容に付し以下のとおり覚書を締結します。本覚書の約定と基本契約およびその他甲乙間の契約の約定が相違するものについては、全て本覚書の約定を優先して適用するものとします。

第1条

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団等(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、現在、暴力団等と次の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明するとともに、将来もこれらの関係を有しないことを確約する。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (5) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係

第2条

- 1 甲及び乙は、相手方が暴力団等又は前条第2項各号のいずれかに該当した場合、又は前条に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明して取引を継続することが不適切である場合には、相手方に対して何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第3条

甲又は乙が前条により本契約を解除した場合には、解除した当事者は、相手方に損害が生じてもこれを賠償又は補償することは要せず、また、当該解除により解除した当事者に損害が生じた場合には、相手方は、その損害を賠償するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙

反社会的勢力排除に関する覚書（案）

公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団(以下「甲」という)及び_____ (以下「乙」という)は、反社会的勢力との関係を遮断するために、平成 年 月 日付け奨学金貸与等事業における「未収金回収業務委託の基本契約書」の内容に付し以下のとおり覚書を締結します。本覚書の約定と基本契約およびその他甲乙間の契約の約定が相違するものについては、全て本覚書の約定を優先して適用するものとします。

第1条

- 1 甲及び乙は、現在、暴力団等（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないことを表明するとともに、将来もこれに該当しないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、現在、暴力団等と次の各号の一にでも該当する関係を有しないことを表明するとともに、将来もこれらの関係を有しないことを確約する。
 - (1) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係
 - (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用したと認められる関係
 - (4) 暴力団等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
 - (5) その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係

第2条

- 1 甲及び乙は、相手方が暴力団等又は前条第2項各号のいずれかに該当した場合、又は前条に基づく表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明して取引を継続することが不適切である場合には、相手方に対して何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、相手方が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第3条

甲又は乙が前条により本契約を解除した場合には、解除した当事者は、相手方に損害が生じてもこれを賠償又は補償することは要せず、また、当該解除により解除した当事者に損害が生じた場合には、相手方は、その損害を賠償するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄県宜野湾市伊佐4丁目2番16号
公益財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団
理事長 玉城 哲也

乙